

同意書

(介護福祉士修学資金用)

記入日 合和 年 月 日

- 申請者および法定代理人（親権者等）は、介護福祉士修学資金貸付の貸付要綱を承諾のうえ、貸付申請および個人情報利用に関する事項に同意いたします。
- 連帯保証人は、介護福祉士修学資金貸付の貸付要綱、連帯保証人の責務等を承諾し、個人情報利用に関する事項に同意いたします。
- 申請者、法定代理人（親権者等）および連帯保証人は、反社会的勢力等に該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを約束します。

申請者（修学生） _____
① _____

法定代理人
(親権者等) _____
② _____
法定代理人
(親権者等) _____
③ _____

【個人】連帯保証人（予定） _____
④ _____
(法定代理人、(親権者等)を兼ねる方は、再度、記入してください)

【個人】連帯保証人（予定） _____
⑤ _____
(法定代理人(親権者等)以外の第三者の方)

【法人】連帯保証人（予定）
(法人保証を行う法人名)
⑥ _____


※添付の「連帯保証について」、「情報提供義務について」、「個人情報の取扱に関する同意事項」、「大阪府社会福祉協議会介護福祉士修学資金貸付要綱・要領（抜粋）」を、十分にお読みください。また必要に応じて書きをお取りください。
※申請者、法定代理人および連帯保証人全員が、各自自署、捺印してください。
ご家族の場合はそれぞれ異なる印（認め印で可）を捺印してください。

【個人情報の取扱に関する同意事項】

① 個人情報の利用目的および取得について

本事業を適正かつ円滑に行い、本事業利用者の学業および就業の促進、ならびに質の高い介護福祉士の養成確保に資すること、債権保全を目的とします。
本会は、介護福祉士修学資金の貸付に際して個人情報を取得するときは、必要な情報のみを適法かつ適正な方法により取得します。

② 個人情報の利用について

本事業において、個人情報を利用する場合は、上記による利用目的の範囲内として、
本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。
ここでいう第三者とは、修学している学校・養成施設、業務従事先・事業所、他の社会福祉協議会、福祉事務所、警察、市町村など行政機関等をさします。

③ 個人情報の本事業目的以外への利用及び第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく本事業の目的以外に利用することと、および上記〈個人情報の利用について〉による場合と法令に基づく場合を除き、第三者への提供はいたしません。

④ 個人情報の本人への開示について

本会が管理する個人データ(本会個人情報保護規定による「保有個人データ」)に限る)
について、その開示の申し出がされた場合は、身分証明書等により本人であることを確認したうえで開示します。

⑤ 個人情報の種類(本事業にかかわって取得・利用する個人情報)

- ①修学生名簿 ②修学資金貸付申請書 ③住民票(謄本) ④修学生決定・不承認通知書
- ⑤推薦状 ⑥介護福祉士修学資金貸付推薦者名簿 ⑦在学証明書 ⑧誓約書
- ⑨修学資金借用証書 ⑩印鑑登録証明書 ⑪生活保護受給証明書 ⑫保護費更決通知書(写し)
- ⑬住民税非課税証明書 ⑭金融機関の通帳など(写し) ⑮在留カード(写し) ⑯振込先金融機関の通帳など(写し) ⑰業務従事開始届
- ⑱介護福祉士登録証(写し) ⑲現況報告書 ⑳業務従事期間証明書
- ㉑修学資金返還計画書 ㉒修学資金返還猶予申請書 ㉓修学資金返還免除申請書
- ㉔各種 承認・不承認通知書 ㉕在学者一覧 ㉖その他会員が必要と認める書類

【大阪府社会福祉協議会介護福祉士修学資金貸付要綱・要領(抜粋)】～貸付後の留意点～

要綱(返還の債務の当然免除)

第8条 会員は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

(1) 義務施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、大阪府内において、返還免除対象業務に從事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に從事した日のいずれか遅い日の属する以後、5年(過渡地域自立促進特措法 平成12年法律第15号)第2条第1項及び第33条に規定する過渡地域ににおいて返還免除対象業務に從事した場合は、3年(以下「返還免除対象期間」という。)の間、引き続き、これらの業務に從事したとき。

(2) 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して從事することができなくなったとき。

要綱(返還)

第9条 修学生が、次の各号のいずれかに該当する場合には、各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付額を受けた期間内に、会長が定める金額を月額又は半年額の均等払方式等により返還しなければならない。

(1) 食費補助が解除されたとき。

(2) 義務施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録せず、又は大阪府内において返還免除対象業務に從事しなかったとき。

(3) 大阪府内において返還免除対象業務に從事する意思がなくなったとき。

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に從事できなくなったとき。

要綱(届出義務)

第16条 修学生は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該各号に規定する様式等により、直ちに会員に届け出なければならない。ただし、義務施設に在籍中は義務施設を通じて届け出るものとする。

(1) 修学生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他の重要な事項に異動があったとき。

(2) 修学生が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。

(3) 修学生が修学又は退学の懲戒処分を受けたとき。

(4) 修学生が留年したとき。

(5) 修学生であることを辞退するとき。

(6) 連帯保証人が死にしたとき

2 修学生が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、死亡届に事實を証明する書面を添えて、直ちに会員に届け出なければならない。

3 修学生が、大阪府内において返還免除対象業務に從事したときは卒業後事開始届により業務従事先を変更したとき又は返還免除対象業務に從事しなくなつたときは業務従事先等変更届に業務従事期間届書を添えて、直ちに会員に届け出なければならない。

要綱(延滞料)

第12条 会員は、修学生が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき額につき年3.5%セントの割合で計算した延滞料を徴収するものとする。